

創設された放牧畜産基準認証制度について

社団法人 岡山県畜産協会 経営指導部

放牧は国土資源を活用し、土―草―家畜が結びついた資源循環型畜産であり、飼料コストの低減、飼養管理の省力化、供用年数の延長等のメリットのほか、家畜の健康保持、動物福祉、農地保全の観点からも優れた飼育管理方式といわれています。

一方、牛乳、牛肉等の畜産物消費の大きな伸びが期待出来ないという現状のなか、放牧により省力化、生産コストの低減を図り、所得率の向上を目指すという考え方、あるいは大量生産方式による多額の設備投資よりもゆとりのある経営を選択するという視点から、最近の北海道における畜産の新規就農者は、概ね経営に放牧を取り入れる傾向にあるようです。

このような背景のもと、放牧畜産の振興と普及を図るため社団法人日本草地畜産種子協会（以下、草地協会とする。）において、平成13年度から放牧畜産基準認証について検討されてきましたが、この度、放牧畜産基準認証制度が創設され、平成21年4月1日からスタートしましたので以下、その概要を紹介させていただきます。

<放牧畜産基準認証制度>

1. 認証制度の仕組み

草地協会は「放牧畜産基準」を満たした牧場（酪農経営、肉用牛繁殖経営）を放牧畜産実践牧場として認証し、更に、

各生産物に対する基準を順守して生産された畜産物に対しても認証を行い、申請により認証マークの使用が可能です。認証期間は3年間ですが、更新は可能です。

2. 放牧畜産基準

放牧畜産物を生産する放牧畜産実践牧場での生産過程において、守るべき飼養管理事項の基準を定めたものです。

この基準が適用されるのは酪農経営及び肉用牛繁殖経営ですが、畜産物を生産する家畜は原則として、自らの経営内において本基準で飼養した家畜から生産・育成した家畜とします。

飼養管理事項としては放牧管理、舎飼管理、採草地・放牧地・飼料畑の管理、繁殖管理、衛生管理等について順守すべき基準が設定されています。（詳細は放牧畜産基準認証要領に明記されており、ご希望の方は当協会にお問い合わせ願います。）今回はメインになる放牧管理の基準についてのみ説明させていただきます。

「放牧管理」：家畜が放牧によって十分な粗飼料を摂取することが可能であり、かつ、草資源の再生力が維持される家畜1頭当たりの放牧地面積、放牧期間、1日の放牧時間を植生毎に次表のとおり設定されています。

表 放牧管理基準

植 生	成牛換算 1 頭 当たり放牧地 面積	放牧期間	1 日の放牧時間
牧 草 地	2.5a 以上	自然条件から見て放牧が可能な 全期間	昼夜放牧 夜間放牧又は昼間放牧
	1.5a 以上	同上	夜間放牧又は昼間放牧
シバ型草地	4.5a 以上	同上	昼夜放牧 夜間放牧又は昼間放牧
野 草 地	9.0a 以上	同上	昼夜放牧 夜間放牧又は昼間放牧
	4.0a 以上	自然条件から見て放牧が可能な 期間のうち 100 日以上とし、 野草が衰退してきた場合は、牧 草地への転換を行うことを条件 とする。	昼夜放牧 夜間放牧又は昼間放牧

3. 放牧畜産物の生産基準

放牧畜産基準に基づき生産された放
牧畜産物の生産基準を定めたもので、次

表に掲げるとおり 7 種類の生産基準及
び認証対象者が設定されています。

表 生産基準

区 分	認 証 対 象 者
放牧酪農牛乳生産基準	放牧畜産実践牧場で生産された生乳を「放牧酪農牛乳」として表示、販売しようとする者
放牧酪農乳製品生産基準	放牧畜産実践牧場で生産された生乳を原材料とする放牧酪農乳製品を「放牧酪農チーズ」、「放牧酪農バター」、「放牧酪農ヨーグルト」、「放牧酪農アイスクリーム」として表示、販売しようとする者
放牧牛乳生産基準	放牧畜産実践牧場で生産された放牧期間中の生乳を「放牧牛乳」として表示、販売しようとする者
放牧乳製品生産基準	放牧畜産実践牧場で生産された放牧期間中の生乳を原材料とする放牧乳製品を「放牧チーズ」、「放牧バター」、「放牧ヨーグルト」、「放牧アイスクリーム」として表示、販売しようとする者
放牧子牛生産基準	放牧畜産実践牧場で生産された子牛を放牧子牛として表示、販売しようとする者
放牧肥育牛生産基準	放牧畜産実践牧場で生産された放牧子牛を肥育素牛として肉用牛肥育経営を営み、放牧肥育牛として表示、販売しようとする者
放牧牛肉生産基準	放牧肥育牛から生産される牛肉を「放牧牛肉」として表示、販売しようとする者

岡山畜産便り 2009.08

放牧牛乳、放牧乳製品の表示は夏期等の放牧期間の生産に限定され、冬期等の舎飼期間は放牧酪農牛乳、放牧酪農乳製品として表示・販売されます。

一方、肉用牛では肥育段階での放牧の事例は少ないため、子牛が放牧子牛として認証されていれば、放牧肥育牛、放牧牛肉として表示・販売可能となり、緩やかな基準となっています。

詳細なことは放牧畜産基準認証要領に明記されており、ご希望の方は当協会にお問い合わせ願います。

なお、生産基準における牛乳、乳製品については、他の生乳との混入がないように分別製造をするほか、食品衛生法、乳等省令等の関係法令を順守して、全ての段階で衛生的かつ適切に管理されていることが必要です。また、放牧牛肉についても、と畜から流通・販売の全ての段階において他の牛肉と分別した状態で取り扱い、食品衛生法等の全ての関係法令の順守が必要です。

4. 認証の申請

放牧畜産実践牧場（放牧畜産基準）及放牧畜産によって生産される家畜・畜産物（7種類の生産基準）に係る各々の認証を申請する場合は、草地協会の認証申請書に申請料（1基準当たり10,000円）を添えて、草地協会長あて提出します。

なお、当協会は本年5月末の草地協会の理事会、総会において草地協会会員として正式加入が承認されましたので、草地協会制定の放牧畜産基準認証要領に基づき、認証申請書は当協会を經由して提出することになりますので、申請される方は当協会へお問い合わせ願います。

現在、草地協会にはまだ、認証申請は提出されていないようですが、全国では5～6件申請準備をされているようです。本県においても今回、創設された放牧畜産基準認証制度の有効活用について前向きに取り組まれてはと思います。例えば、肉用子牛は育成期に3ヵ月間以上放牧していれば放牧子牛として認証され、さらに、放牧子牛を肥育すれば放牧牛肉として表示販売でき、放牧の内容が消費者の理解と支持が得られれば、放牧子牛、放牧牛肉という新たに認証された販売品目として有利販売も可能と考えられます。

放牧は耕作放棄地の活用等により、国土保全、景観の提供等、重要な役割を果たしており、現在、各地に芽生えつつある放牧畜産の展開を一層推進することが肝要といえますが、このように創設された放牧畜産基準認証制度を有効活用して放牧の良さを消費者にアピールするとともに消費拡大を図り、流通に反映出来るよう全体的な視点から放牧を推進する必要があると考えています。